



平成 23 年 4 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社 p a p e r b o y & c o .  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 健太郎  
(コード番号 3633)  
問合せ先 取締役  
兼経営管理本部長 久保田 文之  
TEL (03) 5456-3021

## 株式の売出し並びに主要株主の異動に関するお知らせ

当社は、平成23年4月4日開催の取締役会において、当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、当該売出しにより、当社の主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### I. 株式の売出し

##### 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及 び 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 売 出 人 及 び 売 出 株 式 数 家入一真 150,000 株
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 23 年 4 月 12 日（火）から平成 23 年 4 月 15 日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値の無い場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（円未満切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で決定する。）
- (4) 売 出 方 法 みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。  
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
- (5) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (6) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の 6 営業日後の日。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤健太郎に一任する。
- (10) 上記各号については、平成 23 年 4 月 4 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。

ご注意:この文章は、当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考> 2. をご参照）

- |   |  |
|---|--|
| (1) 売 出 株 式 の<br>種 類 及 び 数  | 当社普通株式 20,000 株<br>なお、売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売 出 人   | みずほ証券株式会社  |
| (3) 売 出 価 格   | 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）  |
| (4) 売 出 方 法   | 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 20,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。   |
| (5) 申 込 期 間   | 引受人の買取引受による売出しの申込期間と同一とする。   |
| (6) 受 渡 期 日   | 引受人の買取引受による売出しの受渡期日と同一とする。   |
| (7) 申 込 証 拠 金   | 1 株につき売出価格と同一金額とする。  |
| (8) 申 込 株 数 単 位   | 100 株  |
| (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 佐藤 健太郎に一任する。 |  |
| (10) 上記各号については、平成 23 年 4 月 4 日（金）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。         |  |
| (11) 引受人の買取引受による売出しが中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。                |  |

### <ご参考>

#### 1. 株式売出しの目的

今般、上記売出しを実施することといたしました。これは、当社普通株式の分布状況の改善と流動性の向上を目的としたものであります。

#### 2. オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 20,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 23 年 5 月 13 日（金）までの間を行使期間として、上記株主から付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日に始まり、平成 23 年 5 月 10 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社大阪証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引が全く行われず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引が終了される場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行う場合があり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通

ご注意:この文章は、当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、グリーンシュエーションを行使する予定であります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主からのグリーンシュエーションの付与及び株式会社大阪証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

## II. 主要株主の異動

### 1. 異動が生じる経緯

平成 23 年 4 月 4 日開催の取締役会において決議した上記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」に記載の当社普通株式の売出しに伴い、主要株主の異動が見込まれるものであります。

### 2. 当該株主の氏名及び住所

- (1) 名称 家入一真
- (2) 住所 東京都渋谷区

### 3. 当該株主の所有株式数（議決権の数）及び総株主の議決権の数に対する割合

	議決権の数 (所有株式数)	総株主の議決権の 数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 23 年 4 月 4 日現在)	1,700 個 (170,000 株)	12.82%	第 2 位
異 動 後	200 個 (20,000 株)	1.51%	第 3 位

\* 上記総株主の議決権の数に対する割合は、平成 22 年 12 月 31 日現在の株主名簿による総株主の議決権数を用いて算出しております。

議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 600 株  
平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数 1,327,000 株

### 4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」記載の売出しにおける受渡期日（売出価格等決定日の 6 営業日後の日）

### 5. 今後の見通し

今回の主要株主の異動の予定等による当社業績等への影響はありません。

以 上

ご注意:この文章は、当社株式の売出し並びに主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。